

香美市業務継続計画（BCP）

Business Continuity Planning Of Kami City

平成27年10月策定

高知県香美市

目 次

1	総則	1
	(1) 策定の目的	1
	(2) 基本姿勢3カ条	1
	(3) BCPの対象及び業務の実施期間	1
	(4) BCPの修正	2
2	被害想定	2
	(1) L2地震	2
	(2) L1地震	6
3	BCPの適用	8
	(1) BCPの適用基準	8
	(2) 適用の解除	8
4	応急対策業務	9
	(1) 応急対策業務の設定	9
	(2) 応急対策業務の考え方	10
	(3) 各部局の応急対策業務	12
5	業務継続体制に係る対応策	30
	(1) 災害対策本部	30
	(2) 職員の動員	31
	(3) 勤務時間外において所定の場所に参集できない職員の対処	32
	(4) 職員の安否確認	32
	(5) 配備に対する職員の心構え	32
	(6) 職員の配置	33
	(7) 初動要員の事前指定	33
	(8) 職員の健康管理と安全確保	34

6	業務執行環境の確保	35
(1)	庁舎	35
(2)	電力	36
(3)	通信	37
(4)	システム・データ管理	39
(5)	飲料水・食料等	40
(6)	トイレ	42
(7)	消耗品等	42
7	BCPの定着に向けた取り組み	43

1 総則

(1) 策定の目的

南海トラフ地震が発生した場合、市は、平常時と比べて人員や庁舎機能等の業務資源が低下している状況下で、経験したことのない膨大な応急業務と災害時であっても実施すべき業務を、迅速かつ適切に実施することが必要となる。また、被災からの復旧と平常化に伴い、行政機能を早期に回復させることも必要である。

この「香美市業務継続計画（以下「BCP」という）」は、発災後の災害対策本部の業務や各所属の業務継続の視点を踏まえた応急対策業務のあり方、被災下の参集方法など職員がとるべき行動について明らかにし、すべての職員があらかじめ十分に理解することで、来るべき南海トラフ地震に市として備えるために策定するものである。

(2) 基本姿勢3カ条

南海トラフ地震が発生した場合の市の対策の基本姿勢は、次のとおりとする。

- ① 職員の安全を確保しつつ、全庁を挙げた災害対応体制を直ちに確立する
- ② 原則、通常業務はすべて停止する
- ③ 発災後72時間までは人命救助に関する業務を最優先する

(3) BCPの対象及び業務の実施期間

本BCPは、市長部局、公営企業（上下水道課）、議会・教育委員会をはじめとする各事務局を対象とする。

また、本BCPでは、発災後1ヶ月間を計画対象期間とし、災害発生後の時間区分について、次の4フェーズに分ける。

フェーズ	時間区分	考え方
第1フェーズ	地震発生から発災後6時間まで	市民の生命・身体を守る業務が最優先となる。余震が沈静化するまでは、二次災害を防ぐために、ほとんどの業務を遂行できない。
第2フェーズ	発災後72時間まで	特に重要な業務は早期に立ち上げる。72時間が経過すると生存率が急激に低下すると言われており、人命救助に関わる業務を最優先とする。
第3フェーズ	発災後2週間まで	被災者の避難生活の確保、生活環境の改善が優先業務となる。
第4フェーズ	発災後1ヶ月まで	2週間目から通常業務を徐々に再開する。

(4) BCPの修正

本BCPは、組織体制の見直しや応急救助機関との連携の進展、各所属の災害対策の変更、今後発生する災害の教訓など必要に応じて随時修正するものとする。

2 被害想定

職員は、南海トラフを震源とする地震による市内の被害想定を正しく理解し、平時から各々の所属が発災後にどのような役割を担い、どう行動するのか意識を持っておく必要がある。

本BCPでの被害想定は、次の2つを想定する。

- ① 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震（通称：L2地震）
- ② 発生頻度の高い一定程度の地震（通称：L1地震）

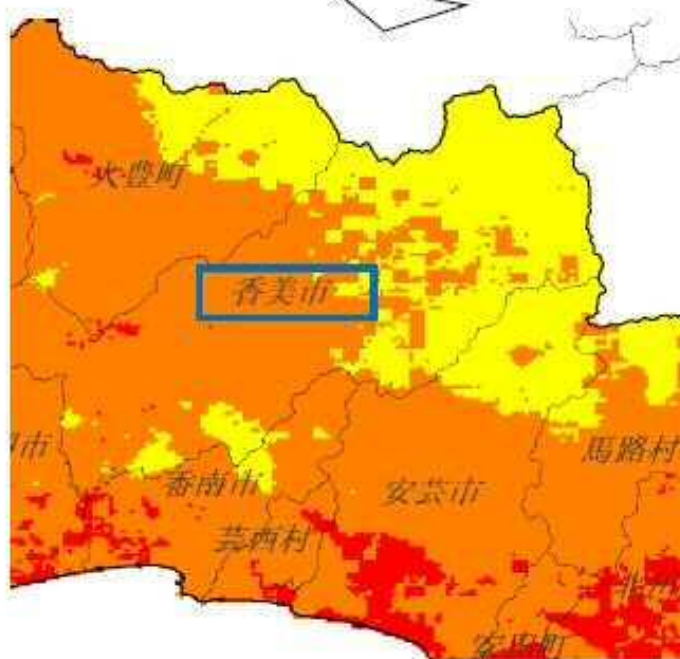
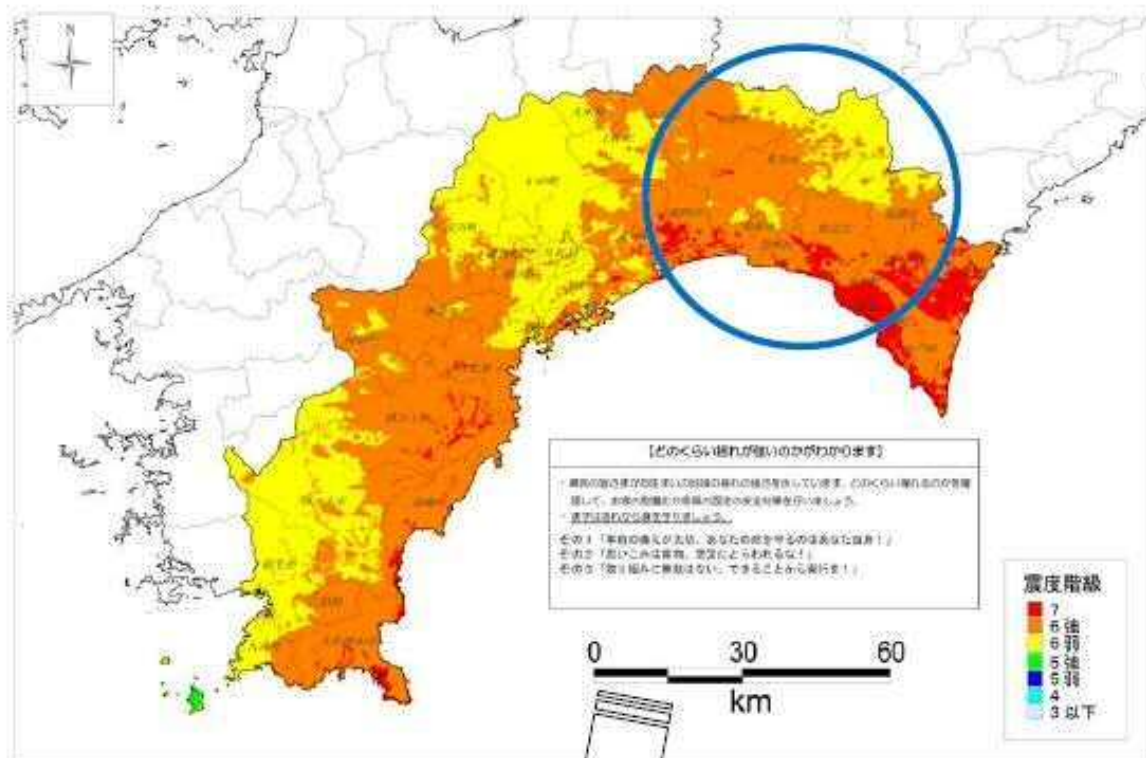
(1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震（L2地震）

① 想定される地震動

地震動の強さは、平成24年8月に内閣府が公表した「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）」（以下、『内閣府モデル』という。）で示された強震断層モデル（M9.0）の4つのケースについて、より詳細な地盤情報を反映し、250mメッシュ単位で震度を推計した。

その結果、求められた震度分布及び地震継続時間分布は、次のとおりである。

- 高知県全域の震度：震度7～6弱
- 香美市の震度：市内で震度6強、一部で震度6弱または震度7が想定される。
- 香美市の地震継続時間：市内の大部分で2分30秒～3分である。



震度分布図（最大クラス重ね合わせ）

② 被害想定（平成24年度高知県南海トラフ地震被害想定調査報告書による）

高知県では、想定される地震動から、建物及び人的被害の想定などを行っている。主な概要は、次のとおりである。

ア 建物被害

地震動による建物被害は、建物の構造や建築年代、地域の消防力、急傾斜地崩壊危険度ランク等を考慮し求めた。

全壊・焼失、半壊棟数

（単位：棟）

区 分	被害の要因				合 計	最大被害ケース	
	液状化	揺 れ	急傾斜	火 災		地震動	季節・時間
全壊・焼失棟数	*	4,600	30	1,100	5,700	陸側	冬18時
半 壊	*	6,000	40	—	6,100	陸側	—

※ *は若干数を表している。

※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

イ 人的被害

地震動による人的被害は、建物被害と相関があり、揺れ（建物倒壊）によるものが支配的である。

なお、平成22年国勢調査による本市の人口は28,766人、12,245世帯である。

死者、負傷者数

（単位：人）

区 分	被害の要因					最大被災ケース		
	建物倒壊		急傾斜	火 災	ブロッ ク塀	合 計	地震動	季節・時間
	（うち屋内収 容物移動・転 倒、屋内落下 物）							
死者数	290	10	10	30	*	330	陸側	冬深夜
負傷者数	2,000	160	10	10	*	2,000	陸側	冬深夜

※ *は若干数を表している。

※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

ウ 被災・避難者等の想定

水道の断水や下水道の支障を起因とする被災者及び避難者数の想定結果を次に示す。避難生活は長期にわたることが予想され、1ヶ月後において全避難者は15,800人に及ぶ。

り災者・避難者数

(単位：人)

区 分	り災者数		避難者数					
	断水 (直後)	下水道 支障 (直後)	1日後		1週間後		1ヶ月後	
			避難所 被災者	避難所 外被災者	避難所 被災者	避難所外 被災者	避難所 被災者	避難所外 被災者
香美市	22,000	12,000	5,100	3,400	5,700	5,700	4,800	11,000

(2) 発生頻度の高い一定程度の地震 (L1地震)

① 震度分布

県は、地震動について、平成16年3月の「第2次高知県地震対策基礎調査」による安政南海地震が単独発生した場合 (M8.4相当) のモデルに最新の地盤情報を反映し、250mメッシュ単位で震度を推計した。

その結果求められた震度分布は、7頁のとおりで、市内の最大震度は6弱である。

② 被害想定 (平成24年度高知県南海トラフ地震被害想定調査報告書による)

県は、想定される地震動から、建物及び人的被害の想定などを行っている。主な概要は、次のとおりである。

ア 建物被害

地震動による建物被害は、建物の構造や建築年代、地域の消防力、急傾斜地崩壊危険度ランク等を考慮し求めている。

全壊・焼失、半壊棟数

(単位：棟)

区 分	被害の要因				合 計	最大被害ケース
	液状化	揺 れ	急傾斜	火 災		季節・時間
全壊・焼失棟数	*	100	*	310	420	夏12時
半 壊	*	1,500	10	—	1,500	—

※ *は若干数を表している。

※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

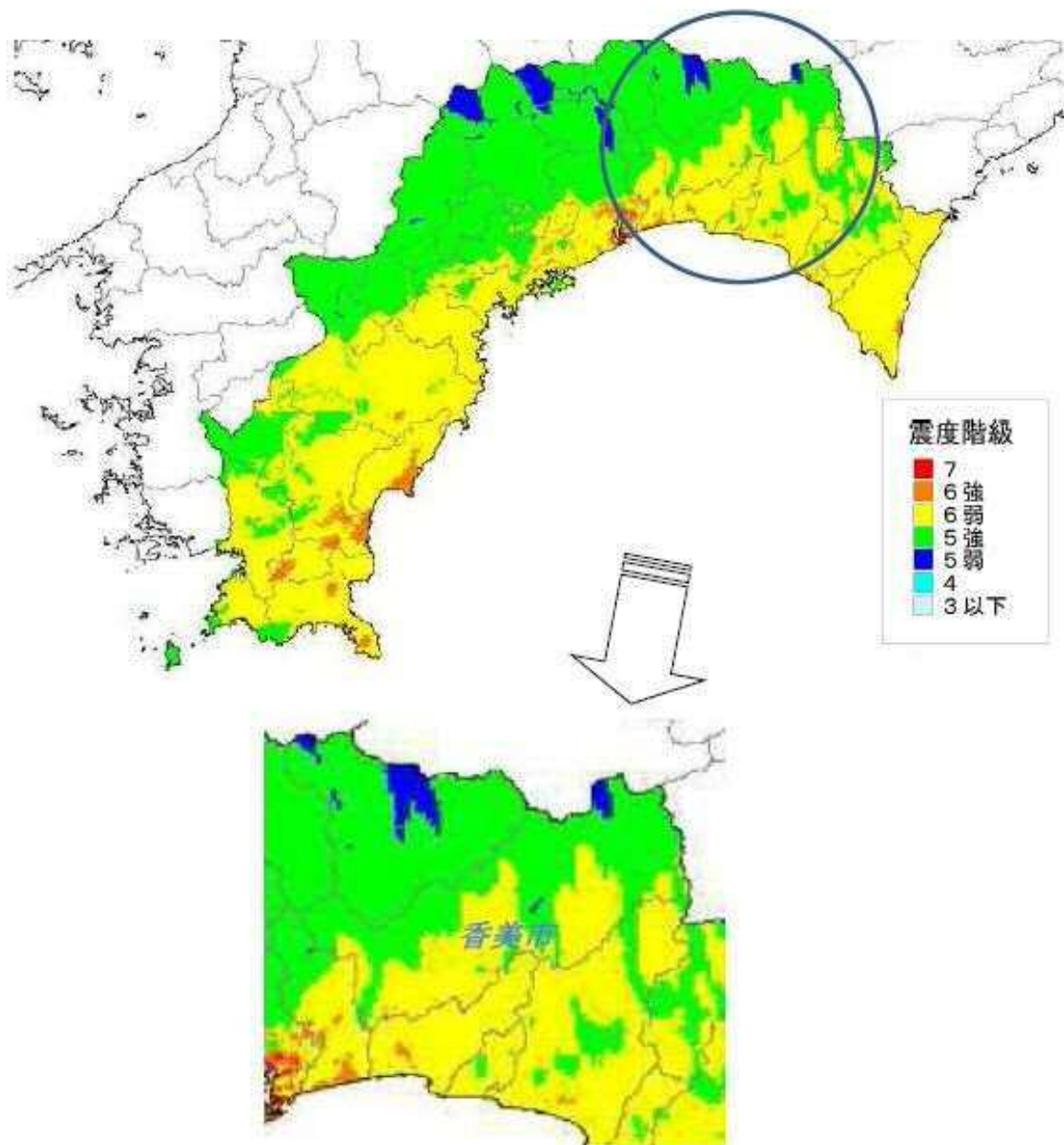


図 震度分布図

イ 人的被害

地震動による人的被害は、建物被害と関連があり、揺れ（建物倒壊）によるもの、火災によるものが支配的である。

死者、負傷者数

(単位：人)

区 分	被害の要因					最大被災ケース	
	建物倒壊	急傾斜	火 災	ブロッ ク塀	合 計	季節・時間	
	(うち屋内 収容物移 動・転倒、屋 内落下物)						
死者数	10	*	0	0	0	10	冬深夜
負傷者数	290	20	0	10	0	290	冬深夜

※ *は若干数を表している。

※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

3 B C P の適用

(1) B C P の適用基準

本BCPは、人的資源、施設・設備資源を「優先する通常業務」と「応急業務」を合わせた「応急対策業務」に集中し、それ以外の通常業務を中止または縮小させる、非常時の活動の基準である。

市内で震度5弱以上の地震を観測し、香美市災害対策本部が設置された場合（南海トラフ地震の発生）、自動的に本BCPが適用されるものとし、全庁・全職員が災害対策本部体制に移行して応急対策業務にあたる。ただし、被害の規模や状況により、一部の地域や業務を除外する場合がある。

(2) 適用の解除

応急対策業務が滞りなく実施され、また、人的資源など業務のための資源を調整する必要性が少なくなった場合には、実施期間である1カ月以内であっても、可能な所属から順次通常業務を再開する。

災害対策本部体制そのものについては、復旧の程度や応急対策業務の必要性等を勘案して、1カ月経過後も一定期間継続することとし、必要に応じて資源の再配置を行う。

4 応急対策業務

(1) 応急対策業務の設定

① 南海トラフ地震発生後に必要となる業務の考え方

ア 応急業務

南海トラフ地震が発生した際の市の主な応急業務としては、次のものが考えられる。

活動の区分	概要
地震・土砂災害から市民を守る	<ul style="list-style-type: none">・地震情報の市民への速報・土砂災害からの住民避難の周知、誘導 など
火災から市民を守る	<ul style="list-style-type: none">・火災の消火活動とその支援・消防機関の広域支援の要請と現地展開への支援・避難誘導 など
人命を救う	<ul style="list-style-type: none">・被災者の救助救出、行方不明者の捜索・医療救護活動の調整、支援 など
避難者の健康と生活を守る	<ul style="list-style-type: none">・発災直後の水・食料・毛布などの支援・避難生活の改善の支援（健康維持、環境整備等）・災害時要配慮者の生活支援 など
被災から復旧する	<ul style="list-style-type: none">・応急仮設住宅の建設支援・ライフラインの機能回復 など

※自分自身の身の安全を確保した上で応急業務にとりかかる

これらの活動に必要な業務量は時間とともに変化するが、発災後は直ちに人命救助に着手する必要がある。

イ 通常業務

本BCPで優先する通常業務は次の区分による。

	概要
優先する通常業務	<ul style="list-style-type: none">・地震による被害を受けた状況にあっても不可欠な市民生活に直接関わる行政サービス・業務を実施・継続するための職員管理（人員調整や健康管理）、庁舎機能の維持、情報通信機能の回復等に関する業務
停止する通常業務	<ul style="list-style-type: none">・上記以外の業務

(2) 応急対策業務の考え方

① 地震発生後の応急対策業務設定の必要性

業務量と職員の人員数を比較すると、平常時においては業務量に必要な職員数を確保しているため、この2つは均衡している。一方、災害発生後には、通常業務に加えて応急業務が追加され必要な業務量は大幅に増大するが、職員数は被災する者もいるため平常時よりも少なくなり、業務量と職員数の均衡は大きく崩れる。

このため、停止しても良い通常業務を明確にし、災害時においても行うべき「応急対策業務」を限られた職員で着実に執行することが必要となる。

② 応急対策業務の設定基準

ア 職員配置の考え方

災害時には、応急業務、災害時においても行うべき通常業務ともに、職員の参集程度や時間の経過に伴い業務が推移していくことも考慮しながら、職員の配置を決定する。

また、地震の発生時刻や被災程度によって勤務可能な職員数は変化するほか、部局や所属ごとに応急対策業務に差異があることから、すべての所属の応急対策業務を本BCPにおいて示す。

イ 応急対策業務の考え方

4つのフェーズごとの応急対策業務の考え方は以下のとおりである。

○ 第1フェーズ（地震発生から発災後6時間まで）

～中心業務は「地震・土砂災害から市民を守る」「火災から市民を守る」～

- ◎地震・土砂災害から市民を守る
- ◎地震による火災から市民を守る
- ◎初動体制を確立する
- ◎広域応援要請を行う
- ◎人命救助活動を開始する

当フェーズでは、建物等の倒壊や火災への対応を優先させる。勤務時間外の場合は参集を開始し、勤務時間内の場合は通常業務をすべて停止する。そのうえで初動活動のための体制を確立して応急対策業務を速やかに行う。

また、被災地に対する支援を迅速に行うため、被災情報をできるだけ早期に収集する。併せて、市外、県外からの様々な支援を受けるための要請を行う。

○ 第2フェーズ（発災後72時間まで）

～中心業務は「人命を救う」～

- ◎人命救助を全力で行う（救助救出）
- ◎火災の延焼を防ぐ
- ◎負傷者に対する応急治療を行う（医療救護）
- ◎避難所での生活を支援する
- ◎建物、道路等の被害確認を行う

建物等の倒壊、火災等から市民を救助する活動（人命救助）と、被災地域内での負傷者や在宅要医療者への医療救護活動を最優先する。そのため、医療救護所の開設を速やかに行う。

また、市民や応急救助機関等からあらゆる手段を通じて被災状況を把握するほか、避難所や在宅避難者に対し、応急時に必要な物資やサービスを確実に届けるための支援を行う。併せて、市外からの支援を受け入れるための体制整備に着手する。

○ 第3フェーズ（発災後2週間まで）

～中心業務は「避難者の健康と生活を守る」～

- ◎被災者の生活の向上を図る（避難所等での活動支援など）
- ◎被災者の心のケアや居住環境の整備
- ◎本格化する市外からの支援に対応する
- ◎遺体に関する対策を支援する

人命救助活動の規模が縮小され、業務の中心が避難者対策と復旧対策に移行する。

特に、発災後1週間までは、避難所で最低限の生活を送るための支援を行うとともに、医療、保健衛生、物資等の継続的な供給体制を確立する。

また、災害廃棄物の処理、地域内のガレキの除去、応急仮設住宅の建設地調整を開始するなど被災地の居住環境の整備を本格化する。市外からの人的・物的支援の受入れが本格化してくるため、関係機関との調整を行う。

併せて、警察が行う遺体の検死への支援や安置に関する業務の支援を行うとともに、県が行う火葬の広域調整等を行う。

○ 第4フェーズ（発災後1ヶ月まで）

～中心業務は「被災から復旧する」～

- ◎ライフラインの機能回復
- ◎通常業務の再開（段階的に）
- ◎学校教育の再開
- ◎復興に向けた取り組み

第3フェーズの業務を引き続き行うとともに、生活再建や被災地域の復旧に関する業務に徐々に重点が移る。

発災後2週間程度から、通常業務のうち停止していた業務を段階的に解除するほか、避難者の状況を踏まえながら学校教育を再開する。また、国・県に対する提言活動や復旧復興予算の確保など、震災復興計画の策定や復旧復興予算の確保など本市が「復興」に必要な諸活動を本格化する。

（3）各部局の応急対策業務

各部局の主な応急対策業務の内容及び着手・目標復旧時間は、13頁から26頁のとおりである。

ただし、初期活動、応急活動、復旧活動がそれぞれ想定以上の期間を要することが見込まれる場合は、状況に応じて、臨機応変に対応する。

応急対策業務の内容及び実施担当部局と着手・目標復旧時間

(凡例 ●:着手 ①初動活動期:災害発生～2、3日程度 ②応急活動期:災害発生2、3日程度～1、2週間程度 ③復旧活動期:災害発生1、2週間～1ヶ月程度)

部局名	班名	構成する課	業務内容	着手・目標復旧時間(～以内)								
				初動			応急				復旧	
				災害発生	6時間	12時間	1日	2日	3日	1週間	2週間	1ヶ月
各部局共通	各班共通	各課	1. 班内職員の動員、配備に関する事	●	→	→	→	→	→			
			2. 所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報収集・とりまとめに関する事	●	→	→	→	→	→			
			3. 所管施設の点検及び応急復旧に関する事	●	→	→	→	→	→			
			4. 来庁者への安全確保に関する事	●	→	→	→	→	→			
			5. 県への応援要請(部・班が独立して行う活動内容に関する応援要請)に関する事	●	→	→	→	→	→			
			6. ボランティアの受入れと関係業者との連絡・調整に関する事					●	→	→	→	
			7. 所掌事務に係る災害復興対策に関する事							●	→	→
			8. 日ごとの記録と整理に関する事	●	→	→	→	●	→	→	→	
			※ 災害対策の進行状況により、他班の応援が可能な状況にあるときは、積極的に応援活動を行う。									

部局名	班名	構成する課	業務内容	着手・目標復旧時間(～以内)								
				初動				応急			復旧	
				災害発生	6時間	12時間	1日	2日	3日	1週間	2週間	1ヶ月
事務局	本部班	防災対策課	1. 災害対策本部、現地災害対策本部の設置・閉鎖に関する事	●	→	→	→	→	→			
			2. 本部会議の庶務に関する事	●	→	→	→	→	→			
			3. 本部の事務の総合調整及び各部との連絡に関する事	●	→	→	→	→	→			
			4. 本部運営及び本部長の命令伝達に関する事	●	→	→	→	→	→			
			5. 総合的な応急対策の立案及び各対策部間の調整に関する事	●	→	→	→	→	→			
			6. 避難勧告・避難指示・警戒区域の設定に関する事	●	→	→	→	→	→			
			7. 気象情報等関連情報の収受及び伝達に関する事	●	→	→	→	→	→			
			8. 支部、県、警察、防災関係機関、自主防災組織との連絡調整に関する事	●	→	→	→	→	→			
			9. 自衛隊の派遣に関する事	●	→	→	→	→	→			
			10. 応援派遣の要請に関する事	●	→	→	→	→	→			
			11. 防災行政無線の運用に関する事	●	→	→	→	→	→			
			12. 各対策部からの情報のとりまとめに関する事	●	→	→	→	→	→			
			13. 防災設備の被害調査・応急・復旧に関する事	●	→	→	→	→	→			
			14. 避難者・負傷者・死亡者等の情報の管理に関する事					●	→	→	→	
			15. 被害状況のとりまとめに関する事					●	→	→	→	

部局名	班名	構成する課	業務内容	着手・目標復旧時間(～以内)								
				初動				応急			復旧	
				災害発生	6時間	12時間	1日	2日	3日	1週間	2週間	1ヶ月
総務部	総務班	総務課 議会事務局	1. 職員の安否に関する事	●	→	→	→	→	→			
			2. 登庁職員による被害概要報告のとりまとめに関する事	●	→	→	→	→	→			
			3. 職員の動員・配置の把握に関する事	●	→	→	→	→	→			
			4. 議会との連絡調整に関する事	●	→	→	→	→	→			
			5. コンピュータシステムの保守及び復旧に関する事	●	→	→	→	→	→			
			6. 災害対策従事職員の給与・食事・宿泊・健康管理・公務災害その他バックアップ業務に関する事	●	→	→	→	→	→			
			7. 災害視察・見舞者等への対応に関する事					●	→	→	→	
	広報広聴班	総務課	1. 災害情報及び避難勧告等の広報宣伝に関する事	●	→	→	→	→	→			
			2. 自治会等からの被害情報の収集に関する事	●	→	→	→	→	→			
			3. 報道機関等への情報の提供に関する事	●	→	→	→	→	→			
4. 被災者相談窓口の開設・運営に関する事							●	→	→	→		
5. 被害状況等の撮影保存及び記録に関する事							●	→	→	→		

部局名	班名	構成する課	業務内容	着手・目標復旧時間(～以内)								
				初動				応急		復旧		
				災害発生	6時間	12時間	1日	2日	3日	1週間	2週間	1ヶ月
総務部	管財班	管財課	1. 食料・応急用衣料・寝具等災害物資の調達・管理及び輸送配給に関する事 と	●	→	→	→	→	→			
			2. 災害対策に係る物資の調達に関する事	●	→	→	→	→	→			
			3. 備蓄・調達物資の管理及び輸送に関する事	●	→	→	→	→	→			
			4. 救援物資集積所の開設・運営に関する事	●	→	→	→	→	→			
			5. 緊急輸送の実施に関する事	●	→	→	→	→	→			
			6. 庁舎等施設の被害調査・応急・復旧に関する事	●	→	→	→	→	→			
		企画財政課	7. 義援金の募集・受付に関する事					●	→	→	→	
			8. 災害対策予算の調整・編成に関する事					●	→	→	→	
			9. 復興に向けての財政措置に関する事							●	→	→
			10. 燃料の調達に関する事	●	→	→	→	●	→	●	→	→
			11. 応急仮設住宅の建設用地の確保に関する事					●	→	→	→	
	被害調査班	税務課	1. 建物及び宅地の被害調査に関する事					●	→	→		
			2. り災証明書の発行・り災台帳の作成に関する事					●	→	→		
			3. 被災者等への税の減免等に関する事							●	→	→
特命班	ふれあい交 流センター 監査委員 事務局 選挙管理 委員会 繁藤出張所	1. 本部長の指示による特命に関する事	●	→	→	→	→	→				
		2. 他班の応援協力に関する事	●	→	→	→	→	→				

部局名	班名	構成する課	業務内容	着手・目標復旧時間(～以内)								
				初動				応急		復旧		
				災害発生	6時間	12時間	1日	2日	3日	1週間	2週間	1ヶ月
市民生活部	市民班	市民保険課	1. 住民の安否情報に関すること	●	→	→	→	→	→			
			2. 被災者名簿の作成に関すること	●	→	→	→	→	→			
			3. 遺体の埋火葬の手続きに関すること	●	→	→	→	→	→			
	福祉班	福祉事務所 健康介護 支援課	1. 要配慮者支援拠点設置に関すること	●	→	→	→	→	→			
			2. 要配慮者の救援・避難誘導・安否確認・避難状況の把握に関すること	●	→	→	→	→	→			
			3. 医療救護所の開設に関すること(医療救護班を主として業務)	●	→	→	→	→	→			
			4. 遺体の収容、検死検案所の開設・運営に関すること	●	→	→	→	→	→			
			5. ボランティア、民生委員等社会福祉協議会との連絡及び協力要請に関する こと	●	→	→	→	→	→			
			6. 福祉団体等との連絡調整に関すること	●	→	→	→	→	→			
			7. 日本赤十字社との調整に関すること	●	→	→	→	→	→			
			8. ボランティアに関する受入れ等総合調整に関すること(ボランティアセンター の立ち上げ)	●	→	→	→	→	→			
			9. 福祉避難所の開設及び運営に関すること	●	→	→	→	→	→			
			10. 災害救助法の申請事務に関すること					●	→	→	→	
			11. 災害救助法に基づく救助事務及び連絡調整に関すること					●	→	→	→	
			12. 被災者の生活支援に関すること					●	→	→	→	
			13. 義援金の配分計画の立案・配布に関すること					●	→	→	→	
			14. 災害慶弔金・見舞金の支給に関すること							●	→	→
			15. 災害援護資金等貸付に関すること							●	→	→
16. 被災者生活再建支援金の申請受付、県への申請に関すること							●	→	→			
17. 応急仮設住宅への入居受付に関すること									●			
18. 仮設住宅に入居した要配慮者への支援に関すること									●			

部局名	班名	構成する課	業務内容	着手・目標復旧時間(～以内)								
				初動				応急		復旧		
				災害発生	6時間	12時間	1日	2日	3日	1週間	2週間	1ヶ月
市民生活部	避難所対応班	市民保険課	1. 指定避難所の開設及び運営に関すること	●	→	→	→	→	→			
			2. 避難者の収容及び把握に関すること	●	→	→	→	→	→			
			3. 避難者名簿の作成に関すること	●	→	→	→	→	→			
			4. 避難者の生活支援に関すること	●	→	→	→	→	→			
			5. 備蓄・調達・応援物資を管理する管財班との調整に関すること	●	→	→	→	→	→			
			6. 指定避難所での応援物資の配付に関すること					●	→	→	→	
			7. 指定避難所での飼育動物(ペット)対策に関すること					●	→	→	→	
	医療救護班	健康介護支援課	1. 医療救護所の開設に関すること(福祉班を副として業務)	●	→	→	→	→	→			
			2. 医師団等医療関係団体・医療機関との連携・調整に関すること	●	→	→	→	→	→			
			3. 医療器材・薬品等の調達に関すること	●	→	→	→	→	→			
			4. 応急医療救護に関すること	●	→	→	→	→	→			
			5. 傷病者等の搬送の協力に関すること	●	→	→	→	→	→			
			6. 遺体の検死検案に関すること	●	→	→	→	→	→			
			7. 医療救護に関する応援の要請に関すること					●	→	→	→	
			8. 被災者の健康管理と相談に関すること					●	→	→	→	
	環境対策班	まちづくり推進課 収納課	1. 災害ごみ・廃棄物の収集・処理の応急対策計画の策定に関すること	●	→	→	→	→	→			
			2. 住民に対する災害ごみ・廃棄物収集体制の周知に関すること	●	→	→	→	→	→			
			3. し尿の緊急収集・処理に関すること	●	→	→	→	→	→			
			4. 防疫(消毒等)・衛生に関すること	●	→	→	→	→	→			
			5. 災害ごみ・廃棄物の収集に関すること					●	→	→	→	
			6. 死亡獣畜等の処理に関すること					●	→	→	→	
7. 仮設トイレの設置及び管理に関すること							●	→	→	→		

部局名	班名	構成する課	業務内容	着手・目標復旧時間(～以内)								
				初動				応急			復旧	
				災害発生	6時間	12時間	1日	2日	3日	1週間	2週間	1ヶ月
建設部	土木班	建設課	1. 公共土木施設(道路・橋梁・河川等)の被害調査に関する事	●	→	→	→	→	→			
			2. 斜面災害の調査及び危険区域等の安全確保に関する事	●	→	→	→	→	→			
			3. 緊急輸送路、避難路の確保に関する事	●	→	→	→	→	→			
			4. 公共土木施設(道路・橋梁・河川等)の応急復旧に関する事					●	→	→	→	
			5. がれき、その他障害物の除去に関する事					●	→	→	→	
			6. 応急対策用資機材の調達と輸送に関する事					●	→	→	→	
			7. 建設業団体等との連絡調整に関する事					●	→	→	→	
			8. 民間の被害復旧(土木・建築)の相談に関する事							●	→	→
			9. 被災住宅宅地の危険度判定に関する事					●	→	→	→	
			10. 被災住宅の応急修理に関する事							●	→	→
			11. 応急仮設住宅の建設に関する事					●	→	→	→	
			12. 都市復興・住宅復興に関する事					●	→	→	→	
			13. 公共土木施設の本復旧に関する事							●	→	→

部局名	班名	構成する課	業務内容	着手・目標復旧時間(～以内)								
				初動				応急			復旧	
				災害発生	6時間	12時間	1日	2日	3日	1週間	2週間	1ヶ月
上下水道部	上下水道班 (上水道班) (下水道班)	上下水道課	1. 上水道関連									
			① 上水道施設の被害調査・復旧に関する事	●	→	→	→	→	→			
			② 断水・給水等に係る広報に関する事	●	→	→	→	→	→			
			③ 応急給水拠点の開設・運営に関する事	●	→	→	→	→	→			
			④ 応急給水に関する事	●	→	→	→	→	→			
			⑤ 水道業者団体との連絡調整に関する事	●	→	→	→	→	→			
			⑥ 水道施設の本復旧に関する事					●	→	→	→	→
			2. 下水道関連									
			① 下水道施設・都市排水施設の被害調査に関する事	●	→	→	→	→	→			
			② 市街地の排水対策に関する事	●	→	→	→	→	→			
			③ 下水道施設・都市排水施設の応急復旧に関する事					●	→	→	→	
			④ 下水道施設の本復旧に関する事							●	→	→

部局名	班名	構成する課	業務内容	着手・目標復旧時間(～以内)								
				初動				応急		復旧		
				災害発生	6時間	12時間	1日	2日	3日	1週間	2週間	1ヶ月
産業振興部	農政班	産業振興課 農業委員会	1. 農地・農林業用施設(ため池・鏡野川を含む)の被害調査に関する事	●	→	→	→	→	→			
			2. 農産物の被害調査に関する事	●	→	→	→	→	→			
			3. 応急用米穀、そ菜の調達、斡旋に関する事	●	→	→	→	→	→			
			4. 農業関係団体との連絡調整に関する事	●	→	→	→	→	→			
			5. 家畜伝染病予防対策及び病害虫の防除に関する事	●	→	→	→	→	→			
			6. 農業施設の応急復旧に関する事					●	→	→	→	
			7. 所管事項に係るり災台帳の作成・り災証明書の発行に関する事					●	→	→	→	
			8. り災農家に対する融資に関する事							●	→	→
			9. 農地・農業用施設の本復旧に関する事							●	→	→
	林政班	産業振興課	1. 林業用施設・林道・林業施設・山地災害の被害調査に関する事	●	→	→	→	→	→			
			2. 林業関係団体との連絡調整に関する事	●	→	→	→	→	→			
			3. 林業用施設・林道・林業施設・山地災害の応急復旧に関する事					●	→	→	→	
			4. 林業用施設・林道・林業施設・山地災害の本復旧に関する事							●	→	→
	商工観光班	産業振興課	1. 商工業・観光業・観光施設の被害調査に関する事	●	→	→	→	→	→			
			2. 観光客に対する緊急安全対策に関する事	●	→	→	→	→	→			
			3. 商工会・観光業団体との連絡調整に関する事	●	→	→	→	→	→			
			4. 買占め、売り惜しみの監視に関する事					●	→	→	→	
			5. 消費生活に関する相談、苦情処理に関する事					●	→	→	→	
			6. 所管事項に係るり災台帳の作成・り災証明書の発行に関する事					●	→	→	→	
7. 被災中小企業に対する融資の斡旋及び復旧指導に関する事									●	→	→	

部局名	班名	構成する課	業務内容	着手・目標復旧時間(～以内)								
				初動				応急			復旧	
				災害発生	6時間	12時間	1日	2日	3日	1週間	2週間	1ヶ月
教育部	学校教育班	教育振興課	1. 児童・生徒の避難・救護に関すること	●	→	→	→	→	→			
			2. 児童・生徒の安否確認に関すること	●	→	→	→	→	→			
			3. 学校施設の点検に関すること	●	→	→	→	→	→			
			4. 防災教職員の措置及び教職員動員計画に関すること	●	→	→	→	→	→			
			5. 指定避難所の供与及び受入れに関すること	●	→	→	→	→	→			
			6. 指定避難所の管理運営に関すること(避難所対応班との調整に関すること)	●	→	→	→	→	→			
			7. 被災者への炊き出しに関すること	●	→	→	→	→	→			
			8. 学校給食センター施設の被害調査・応急復旧に関すること					●	→	→	→	
			9. 応急教育の実施及び学校教育の再開に関すること					●	→	→	→	
			10. 被災学校施設の復興に関すること							●	→	→
	幼保支援班	教育振興課 子育て支援センター なかよし	1. 保育に関する総合調整に関すること	●	→	→	→	→	→			
			2. 乳幼児の避難・救護に関すること	●	→	→	→	→	→			
			3. 乳幼児の安否確認に関すること	●	→	→	→	→	→			
			4. 保育施設の被害調査・応急復旧に関すること	●	→	→	→	→	→			
			5. 保育士の動員計画に関すること	●	→	→	→	→	→			
			6. 応急保育に関すること	●	→	→	→	→	→			
			7. 乳幼児に係る相談に関すること	●	→	→	→	→	→			
			8. 保育の再開に関すること					●	→	→	→	
	生涯学習班	生涯学習振興課	1. 所管施設の被害調査・応急復旧に関すること	●	→	→	→	→	→			
			2. 指定避難所の供与及び受入れに関すること	●	→	→	→	→	→			
		中央公民館	3. 指定避難所の管理運営に関すること(避難所対応班との連携に関すること)	●	→	→	→	→	→			
4. 社会教育関係団体との連絡調整に関すること							●	→	→	→		
美術館 図書館		5. 文化財等の被害調査及び復旧に関すること					●	→	→	→		
		6. 所管施設の活用に関すること					●	→	→	→		
少年育成センター		7. 指定避難所閉鎖への協力に関すること							●	→	→	

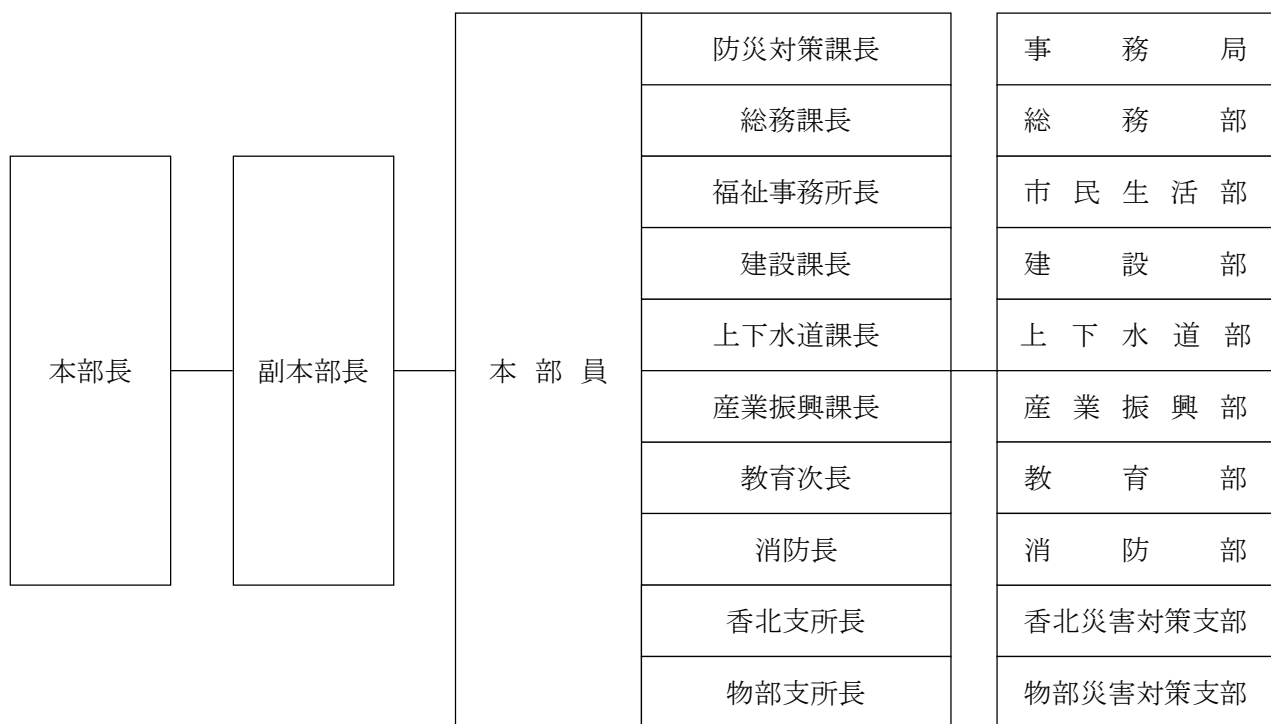
部局名	班名	構成する課	業務内容	着手・目標復旧時間(～以内)								
				初動				応急		復旧		
				災害発生	6時間	12時間	1日	2日	3日	1週間	2週間	1ヶ月
消防部	消防本部	消防課	1. 消防、水防、被災者の救出、救助、救護、行方不明者捜索等のとりまとめに関する事	●	→	→	→	→	→			
			2. 消防関係職員及び消防団員の動員及び応援職員の受入れその他消防部の庶務に関する事	●	→	→	→	→	→			
			3. 火災、水害等被害状況の調査のとりまとめに関する事	●	→	→	→	→	→			
			4. 危険物及びガス施設等の被害調査に関する事	●	→	→	→	→	→			
			5. 危険物、ガスその他爆発物等の災害防止緊急措置に関する事	●	→	→	→	→	→			
	消防署 香北分署	消防署 香北分署	1. 消防、水防その他防災活動に関する事	●	→	→	→	→	→			
			2. 人命救助に関する事	●	→	→	→	→	→			
			3. 避難指示、勧告の伝達に関する事	●	→	→	→	→	→			
			4. 避難者の誘導及び救出に関する事	●	→	→	→	→	→			
			5. 被災者の救急及び救護に関する事	●	→	→	→	→	→			
			6. 行方不明者の捜索に関する事	●	→	→	→	→	→			
			7. 災害情報の収集及び調査に関する事	●	→	→	→	→	→			
			8. 火災り災証明に関する事							● (4日目から)	→	
	消防団	消防団	1. 消防、水防その他防災活動に関する事	●	→	→	→	→	→			
			2. 人命救助に関する事	●	→	→	→	→	→			
			3. 避難指示、勧告の伝達に関する事	●	→	→	→	→	→			
			4. 避難者の誘導及び救出に関する事	●	→	→	→	→	→			
			5. 被災者の救急及び救護に関する事	●	→	→	→	→	→			
			6. 行方不明者の捜索に関する事	●	→	→	→	→	→			
			7. 災害情報の収集及び調査に関する事	●	→	→	→	→	→			

部局名	班名	構成する課	業務内容	着手・目標復旧時間(～以内)									
				初動				応急			復旧 1ヶ月		
				災害発生	6時間	12時間	1日	2日	3日	1週間		2週間	
香北災害 対策支部 物部災害 対策支部	市民生活班	地域振興課	※ 事務局・総務部が管轄する事務										
			1. 災害全般に関すること	●	→	→	→	→	→				
			2. 職員の安否に関すること	●	→	→	→	→	→				
			3. 職員の動員・配置の把握に関すること	●	→	→	→	→	→				
			4. 災害対策支部の設置・閉鎖に関すること	●	→	→	→	→	→				
			5. 支部会議の庶務に関すること	●	→	→	→	→	→				
			6. 支部の事務の総合調整並びに各部の連絡に関すること	●	→	→	→	→	→				
			7. 支部の運営及び本部長・支部長の命令伝達に関すること	●	→	→	→	→	→				
			8. 総合的な応急対策の立案及び各対策部間の調整に関すること	●	→	→	→	→	→				
			9. 気象情報等関連情報の収受及び伝達に関すること	●	→	→	→	→	→				
			10. 住民への広報広聴に関すること	●	→	→	→	→	→				
			11. 各部からの情報のとりまとめに関すること	●	→	→	→	→	→				
			12. 被害状況のとりまとめに関すること					●	→	→	→		
			※ 市民生活部が管轄する事務										
			1. 要配慮者の救援及び避難誘導に関すること	●	→	→	→	→	→				
			2. 医療救護所の開設に関すること(副)	●	→	→	→	→	→				
			3. 住民の安否情報に関すること	●	→	→	→	→	→				
			4. 被災者名簿の作成に関すること	●	→	→	→	→	→				
			5. 遺体の埋火葬に関すること	●	→	→	→	→	→				
			6. 指定避難所の開設及び運営に関すること	●	→	→	→	→	→				
			7. 避難者の収容及び把握に関すること	●	→	→	→	→	→				
			8. 避難者名簿の作成に関すること	●	→	→	→	→	→				
			9. 避難者の生活支援に関すること					●	→	→	→		
			10. 指定避難所での応援物資の配付に関すること					●	→	→	→		
			11. 指定避難所での飼育動物(ペット)対策に関すること					●	→	→	→		

部局名	班名	構成する課	業務内容	着手・目標復旧時間(～以内)									
				初動				応急			復旧		
				災害発生	6時間	12時間	1日	2日	3日	1週間	2週間	1ヶ月	
香北災害 対策支部 物部災害 対策支部	地域振興班	地域振興課	※ 産業振興部が管轄する事務										
			1. 農地・農林業用施設の被害調査に関する事	●	→	→	→	→	→				
			2. 農林産物の被害調査に関する事	●	→	→	→	→	→				
			3. 農林業関係団体との連絡調整に関する事	●	→	→	→	→	→				
			4. 家畜伝染病予防対策及び病害虫の防除に関する事	●	→	→	→	→	→				
			5. 農林業施設の応急復旧に関する事					●	→	→	→		
			6. 農地・農林業用施設の本復旧に関する事							●	→	→	
			7. 商工業・観光業・観光施設の被害調査に関する事	●	→	→	→	→	→				
			8. 観光客に対する緊急安全対策に関する事	●	→	→	→	→	→				
			9. 商工会・観光業団体との連絡調整に関する事	●	→	→	→	→	→				
			※ 建設部が管轄する事務										
			1. 土木施設(道路・橋梁・河川等)の被害調査に関する事	●	→	→	→	→	→				
			2. 斜面災害の調査及び危険区域の安全確保に関する事	●	→	→	→	→	→				
			3. 緊急輸送路、避難路の確保に関する事	●	→	→	→	→	→				
			4. 土木施設(道路・橋梁・河川等)の応急復旧に関する事					●	→	→	→		
			5. がれき、その他障害物の除去に関する事					●	→	→	→		
			6. 応急対策用資機材の調達と輸送に関する事					●	→	→	→		
			7. 公共土木施設の本復旧に関する事							●	→	→	
			※ 市民生活部・環境対策班が管轄する事務										
			1. 住民に対する災害ごみ・廃棄物収集体制の周知に関する事	●	→	→	→	→	→				
			2. し尿の緊急収集・処理に関する事	●	→	→	→	→	→				
			3. 防疫(消毒等)・衛生に関する事	●	→	→	→	→	→				
			4. 災害ごみ・廃棄物の収集に関する事					●	→	→	→		
			5. 死亡獣畜等の処理に関する事					●	→	→	→		

部局名	班名	構成する課	業務内容	着手・目標復旧時間(～以内)								
				初動				応急		復旧		
				災害発生	6時間	12時間	1日	2日	3日	1週間	2週間	1ヶ月
香北災害 対策支部	地域振興班	地域振興課	※ 上下水道部・上下水道班が管轄する事務									
			1. 水道施設の被害調査・復旧に関する事	●	→	→	→	→	→			
			2. 断水・給水等に係る広報に関する事	●	→	→	→	→	→			
			3. 応急給水拠点の開設・運営に関する事	●	→	→	→	→	→			
			4. 応急給水に関する事	●	→	→	→	→	→			
			5. 水道施設の本復旧に関する事					●	→	→	→	→
			6. 下水道施設の被害調査に関する事(物部支所は対象外)	●	→	→	→	→	→			
			7. 下水道施設の応急復旧に関する事(物部支所は対象外)					●	→	→	→	
			8. 仮設トイレの設置及び管理に関する事					●	→	→	→	
			9. 下水道施設の本復旧に関する事(物部支所は対象外)							●	→	→
物部災害 対策支部	教育班	教育委員会 香北分室 香北学校給 食センター 子育て支援 センター びらふ 教育委員会 物部分室 物部学校給 食センター	※ 教育部が管轄する事務									
			1. 乳幼児・児童・生徒の避難・救護に関する事	●	→	→	→	→	→			
			2. 乳幼児・児童・生徒の安否確認に関する事	●	→	→	→	→	→			
			3. 保育施設・学校施設・所管施設の点検に関する事	●	→	→	→	→	→			
			4. 指定避難所の供与及び受入れに関する事	●	→	→	→	→	→			
			5. 指定避難所の管理運営に関する事	●	→	→	→	→	→			
			6. 被災者への炊き出しに関する事	●	→	→	→	→	→			
			7. 指定避難所閉鎖への協力に関する事							●	→	→

(参考) 災害対策本部の組織



香美市防災会議

香美市災害対策本部			活 動 組 織		
本部長	副本部長	本 部 員	対 策 部	◎対策部長 ○対策副部長	班
市長	副市長 教育長	防災対策課長	事 務 局	◎防災対策課長 ○防災班長	本 部 班
		総務課長	総 務 部	◎総務課長 ○議会事務局長兼監査委員 事務局長 ○管財課長 ○企画財政課長 ○会計課長 ○税務課長 ○ふれあい交流センター所長	総 務 班 広 報 広 聴 班 管 財 班 被 害 調 査 班 特 命 班
		福祉事務所長	市民生活部	◎福祉事務所長 ○健康介護支援課長 ○市民保険課長 ○収納課長 ○まちづくり推進課長	市 民 班 福 祉 班 避 難 所 対 応 班 医 療 救 護 班 環 境 対 策 班
		建設課長	建 設 部	◎建設課長 ○土木班長	土 木 班
		上下水道課長	上下水道部	◎上下水道課長 ○庶務班長	上 下 水 道 班
		産業振興課長	産業振興部	◎産業振興課長 ○産業振興課総務班長	農 政 班 林 政 班 商 工 観 光 班
		教育次長	教 育 部	◎教育次長 ○教育振興課長 ○生涯学習振興課長 ○学校給食センター所長	学 校 教 育 班 幼 保 支 援 班 生 涯 教 育 班
		消 防 長	消 防 部	◎消防長 ○消防次長 ○消防課長 ○消防署長 ○香北分署長 ○消防団長	消 防 本 部 消 防 署 消 防 団
		香北支所長	香北災害対策支部	◎香北支所長 ○市民生活班長	市 民 生 活 班 地 域 振 興 班 教 育 班
		物部支所長	物部災害対策支部	◎物部支所長 ○市民生活班長	市 民 生 活 班 地 域 振 興 班 教 育 班

(参考) 職員の参集・配備基準

職員の参集・配備基準

本部	配備体制	自動参集基準	配備基準 (職員招集基準)	配備する職員		
				本 庁	香北・物部支所	①責任者 ②配備の指示者
一	注意体制	香美市で 震度 3	高知中央で、震度 3 以上の地震が発生 したとき	防災対策課	地域振興課 防災業務担当	①防災対策課長 ②市長
警戒本部	震災第 1 配備	香美市で 震度 4	高知中央で、震度 4 以上の地震が発生 したとき	警戒本部長・警戒本部副部長及び本 部員		①警戒本部長(副市 長) ②市長
災害対策本部	震災第 2 配備	香美市で 震度 5 弱	高知中央で、震度 5 弱以上の地震が発 生したとき	災害対策本部長・ 災害対策副本部 長・対策部長・対 策副部長・班長	震度 4 で参集し ている職員のほ か係長以上	①災害対策本部長 (市長) ②災害対策本部長 (市長)
	震災第 3 配備	香美市で 震度 5 強	高知中央で、震度 5 強以上の地震が発 生したとき	震度 5 弱で参集し ている職員のほか 係長以上	全職員	①災害対策本部長 (市長) ②災害対策本部長 (市長)
	震災第 4 配備	香美市で 震度 6 弱 以上	高知中央で、震度 6 弱以上の地震が発 生したとき	全職員		①災害対策本部長 (市長) ②災害対策本部長 (市長)

- ※ 各支所に配置されている課・分室の職員は全て支所に自動参集することを基本とする。
- ※ 被害の状況に応じて、人員不足が生じた場合は必要な職員を招集する。
- ※ この表においての係長とは、職務上における役職とする。
- ※ 高知中央とは、香美市、高知市、南国市、香南市、土佐市、須崎市、いの町、日高村を含む地域。

5 業務継続体制に係る対応策

(1) 災害対策本部

① 災害対策本部の設置

ア 災害対策本部の設置基準

災害が発生、または災害が発生するおそれがある場合で、市長が総合的な応急対策を必要と認めたときは、香美市災害対策本部を設置する。災害対策本部の設置基準は次による。

香美市災害対策本部設置基準

地震の場合
○ 震度5弱以上の地震が発生したとき
○ その他、本部を設置し、総合的な応急対策を行う必要があると認めたとき

イ 災害対策本部長

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は市長とする。ただし、市長による指揮・監督が困難な場合、または市長が不在で直ちに連絡が取れない場合には、次のとおり本部長の職務を代理する。

市長不在の場合における本部長職務の代理順位

第1順位：副市長
第2順位：教育長
第3順位：総務課長
第4順位：防災対策課長またはその他の課長

ウ 災害対策本部の設置要請

本部員の命を受けている者（以下「部長等」という。）が本部設置の必要があると判断したときは、市長に本部の設置を要請することができる。非常事態にあつては、直ちに本部の設置を行い、事後速やかに市長の承認を得る。

② 事務局

災害対策本部の事務局は防災対策課に置く。災害対策本部における迅速な意思決定のための情報収集及び提供を行うとともに、決定された災害対応の周知を図る。

③ 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、次の場所を設置場所とする。また、市役所、各支所が被災した場合は、被害の状況に応じて次のように対応する。

災害対策本部の設置場所

設置場所	市役所 3 階会議室
庁舎が被災した場合の対応	中央公民館に仮設本部を設置

(2) 職員の動員

① 招集・連絡

ア 勤務時間内における動員配備

勤務時間内に市域の震度 4 以上の地震が発生した場合には、市長の指示により配備体制を決定し、庁内放送等を通じて連絡、指示する。

【庁内放送の文例】

ただいま〇〇〇を震源地とした地震が発生しました。本市の震度は〇でした。
震災第〇配備を設置します。職員は傷病者がいないか確認し、直ちに行動してください。
各課長は〇〇へ至急集合してください。

イ 勤務時間外における動員配備

職員は、地震を感じたときは、ラジオ、テレビ等により本市の震度に関する情報を確認し、動員配備基準に基づいて直ちに自動参集、または、「職員参集・配備基準」(29頁)により招集される。職員は、参集途中の被害状況を把握し、登庁後は事務局に報告する。

(3) 勤務時間外において所定の場所に参集できない職員の対処

状 況	対 処
・災害の状況（道路の閉塞、通行状況やバス、鉄道の運休等）により、所定の参集ができない場合 ・勤務する庁舎への参集に1時間以上要すると判断される場合	最寄の市の施設（本庁、支所）に参集し、所属長の指示があるまでは、その施設の責任者の指示に従って災害対策に従事する。
・災害の状況（道路の閉塞、通行状況やバス、鉄道の運休等）または本人若しくは家族の負傷等、その他やむを得ない事情により、いずれの施設にも参集できない場合	何らかの手段をもって、その旨を所属長または最寄の支所、出張所へ連絡する。

(4) 職員の安否確認

安否確認は、職員の被災状況を確認するとともに、投入できる職員の概数を把握することを目的に行う。

① 職員の安否確認方法

各職員は、所属に対して自らの安否を連絡する。その際、自所属へ参集できない職員は、連絡手段が確保され次第、所属へ連絡する。また、自所属へ参集できる職員は、登庁可能時刻を伝える。

② 職員の安否確認手順

下記の手順により、職員の安否確認を直ちに開始する。

【職員の安否確認手順】

- 1 各所属は、職員の安否確認を開始する。
- 2 各所属長（または参集してきた職員で最も上位にあたる者）は、課内の安否情報を集約・整理し、その結果について災害対策本部内の総務部総務班に報告する。

(5) 配備に対する職員の心構え

ア 配備体制及び自己の任務の習熟

全ての職員は、防災対策要員であることを認識し、あらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を十分に習熟しておくこと。

イ 配備命令がない場合

職員は、地震が発生したときは、配備命令がない場合であっても、状況によっては、所属長と連絡をとり、進んでその指揮下に入るように努め、また自らの判断で速やかに部署に自主的に参集し、防災活動に従事すること。

(6) 職員の配置

部長等は、香美市災害対策本部所掌事務に基づき、職員の参集状況に応じて、次の点に配慮して班組織の編成及び職員の配置を行う。なお、災害の状況により配備体制以上の職員が必要と認められる場合は、部長等は各班長を通じて職員を招集し、配置する。

【職員配置を行う上での配慮事項】

- ・ 災害に対処できる配置であること
- ・ 災害対応の長期化に備え、職員の交代勤務などの措置が考慮されていること
- ・ 非常配備体制に移行できる措置であること
- ・ 総務部総務班を通して、他部への応援の要請、派遣を行うこと

(7) 初動要員の事前指定

ア 所属内での事前指定

各所属は、早期の初動体制を確立するため、1時間以内に参集可能な職員を初動要員として事前に指定することが望ましい。初動要員は、地震発生後、直ちに参集し、市内の被害状況などの情報収集を行う。

イ 災害対策本部

災害対策本部の事務局は、業務が集中することが想定されることから、必要に応じて、毎年、事務局の応急対策業務を円滑に行うために、事前の職員配置計画を策定する。

その際、部または所属において必要な職員が確保できない場合には、応急対策業務の少ない部局の職員を加えた職員配置計画を策定する。

ウ 指揮命令系統

○ 災害対策本部

本部長は災害対策本部を統括し、災害対策を行っていく上での基本的事項や重要事項の確認及び決定を行う。

○ 各所属

迅速かつ的確に業務を遂行するために、所属長をトップとする指揮命令系統を確立する。ただし、所属長が参集していない段階では、参集してきた職員で最も上位にあたる者が指揮を執り、初動対応を開始する。

(8) 職員の健康管理と安全確保

総務部総務班は、長期間に及ぶ応急対策業務遂行時の職員の心と身体の健康と安全を維持するために、健康管理及び安全確保の統括を行う。

① 健康管理

大規模な災害が発生し、長期間の対策が必要と判断された場合には、総務部総務班は各部に対して勤務のローテーション計画を作成することを指示する。また、各部において職員の休憩所、食料、簡易トイレ等の確保など、職員の業務を持続可能とするための環境整備が行えるよう関係部署との調整を行う。

ローテーション計画の作成にあたっては、1日の作業時間は12時間、1週間の作業時間は60時間を超えないようにする。原則として、1週間に最低1日は休みを確保する。

また、一人の職員が原則として帰宅しない日が3日を超えて勤務することがないようにする。

疲労は、本人の健康を損ねて作業効率を悪くするばかりでなく、ミスや事故の原因にもなる。また、作業時間が長時間に及んだりすることは、時に脳・血管疾患(脳梗塞、脳出血、心筋梗塞など)やストレス症状の引き金になるため、疲労の予防が重要である。

そこで下記の点に留意する。

- ・作業の合間に十分な休憩が取れるよう、作業時間を調整する。
- ・6時間以上の睡眠を確保する。
- ・安全な休憩場所やトイレを確保する。
- ・危険に対する備えをしっかりとし、作業の負担をできるだけ減らす。
- ・持病がある職員に対しては治療を受け続けられるよう支援する。

② 職員のメンタルヘルスケア

応急対応に従事する職員には、責務や長期間の業務従事などから大きな心理的負担が生じ、メンタルヘルスへの影響が懸念される。このため、総務部総務班は、災害時の心の回復の時間的経過に応じた情報提供を行うと共に、疲労のコントロールのための休暇取得の促進、管理職への研修等を実施し、職員のメンタルヘルスに係る問題等の予防、早期発見、治療及びフォローアップと職場の環境改善に係る対策を講じる。

継続的かつ計画的な「4つのメンタルヘルスケア」の推進

○ セルフケア：職員自身の自己管理

- ・ストレスやメンタルヘルスに対する正しい理解を持つ。
- ・疲労やストレスに早期に気づくことができるようにする。
- ・適切にストレスの対処ができるようにする。

○ 管理職によるケア

- ・安全な休憩場所やトイレの確保、職場環境への配慮を行う。
- ・職員の疲労回復のための休暇・休養の取得を促進する。
- ・職員の健康不調を早期に気づき、適切に対応する。

○ 専門職によるケア

- ・セルフケア及び管理職によるケアが効果的に実施されるよう、職員及び管理職に対する支援を行う。
- ・勤務シフトの改善、過大な負荷の軽減、休憩時間の確保など、働きやすい環境づくりへの助言を行う。

○ 庁外資源の活用

- ・問題への対応や必要とするサービスについて専門的な知識や人的資源が必要な場合には、庁外資源を活用する。

③ 安全確保

各部署は、特に被害調査、連絡等のため、現場に出る職員がある場合は、緊急情報の収集、伝達手段の確保（衛星携帯電話、ラジオの携行など）など、職員の生命、安全等の確保を図る観点から、必要な措置を行う。

6 業務執行環境の確保

(1) 庁舎

① 現状

現在、市庁舎は下記のとおりとなっている。なお、災害対策本部は、市役所3階会議室に設置し、市役所本庁舎が被災した場合は、中央公民館を使用する。

庁舎等	構造	建築年度	延床面積	耐震性
香美市役所本庁舎	R C	平成 2 2 年度	6, 409	有
香美市役所香北支所	S 一部R C	平成 2 7 年度	932	有
香美市役所物部支所	R C	昭和 5 4 年度	1, 821	診断未実施
香美市役所北庁舎	S	昭和 5 9 年度	574	有
香美市役所西庁舎	S	昭和 4 2 年度	347	診断未実施
香美市役所繁藤出張所	S	平成 1 0 年度	385	有
中央公民館	R C	昭和 5 5 年度	2, 366	有
香美市消防本部・消防署	S	平成 2 7 年度	2, 270	有
香美市消防署香北分署	R C	昭和 4 8 年度	350	診断未実施

(注) R C = 鉄筋コンクリート造、S = 鉄骨造

② 対策

各庁舎は、南海トラフ地震発生時の利用者の安全性の確保とともに、発災後の応急・復旧の活動拠点などの機能も求められることから、耐震化を効率的・効果的に実施していく。

また、各庁舎においては、あらかじめ施設の耐震性能の確認を行うとともに、実際に活動するために必要な資源（執務スペース、電力、トイレ等の確保状況）について事前に確認することが必要である。その際、必要な資源が不足する場合は、代替施設の管理者と関係部局が連携し、必要となる資源を確保、整備する。

(2) 電力

① 現状

現在、本庁舎、香北支所、中央公民館において、自家発電機を整備しており（詳細は下記のとおりに）、停電が発生した場合でも最大3日間程度の発電に必要な燃料が確保されている。

庁舎等	発電能力 (k V A)	備蓄燃料での 稼働時間 (時間)	備蓄燃料 (k L)
香美市役所本庁舎	300	72	3. 00
香美市役所香北支所	60	72	0. 99
香美市役所繁藤出張所	12. 4	72	0. 90
中央公民館	66	4	0. 11
香美市消防本部・消防署	80	86	1. 95

② 対策

今後の対策として、非常用電源が稼動した場合、通常よりも電力の供給に制限がかかるため、被災情報の収集・集約等の業務に必要となるOA機器に電力が供給されるよう事前に優先順位を明確化しておく必要がある。

また、非常用電源の燃料についても、常日頃から補充し、災害時に最大限稼動できるよう準備しておくとともに、非常時における燃料確保の方策を事前に検討しておく。

(3) 通信

① 現状

ア 防災行政無線

市における防災行政無線通信施設の設備状況は下記表のとおりである。

今後は、下記3点を方針として、整備を順次行っていく。

- ・県の防災行政無線を活用し、県、県内他市町村及び防災関係機関との通信体制の確立
- ・防災行政無線のデジタル化と同報系無線の全市域への整備
- ・J-ALERTからの緊急情報を速やかに住民まで知らせるため、デジタル化する防災行政無線の整備に合わせたシステム改修

(平成27年8月1日)

地区名	同報系					移動系		
	親局	中継局	遠隔 制御局	子局		基地局	移動局	
				屋外	戸別		車載型	携帯型
土佐山田町						4基 (10w)	4基 (10w)	2基(10w) 7基(5w)
香北町	1基	1基	2基	28基	2,287	1基 (10w)	6基 (5w)	10基(5w)
物部町						1基 (10w)	6基 (10w)	12基(5w)

イ 災害時優先電話

各施設の固定電話は電力を必要とするため、停電の場合に機能しない可能性がある。

そこで、市では電力を必要としない災害時優先電話を市所有の施設等に設置している。

災害時において、電話回線が異常に輻輳し、つながりにくい場合は、災害時優先電話を利用し、通信の確保を図る。

ウ 衛星携帯電話

衛星携帯電話は、災害時に高い確率で通信の確保が可能である。しかし、バッテリーの稼働時間が短いこと、屋外または窓際で使用する事などの利用上の制限もある。

現在、市では下記箇所に設置している。

設置場所	電話番号	管理者
香美市役所本庁舎	090-8970-0043	香美市役所防災対策課
香美市役所香北支所	080-8632-7326	香美市役所香北支所地域振興課
香美市役所物部支所	080-1997-6038	香美市役所物部支所地域振興課
香美市役所繁藤出張所	080-8632-7327	香美市役所繁藤出張所
香美市消防本部・消防署	090-2783-4227	香美市消防本部
香美市消防署香北分署	090-5140-6879	香美市消防本部
香美市物部町別府地区	870-776311043	別府自治会代表者
香美市物部町久保地区	870-776311044	久保自治会代表者
香美市物部町笹地区	870-776311045	笹自治会代表者

② 対策

ア 第1フェーズに向けた取り組み

発災初期は固定電話、携帯電話（通話）がいずれも利用できないものと見込み、避難所や関係機関との連絡については、衛星携帯電話及び防災行政無線を主とした連絡体制とする。そのため、防災行政無線の機能の維持及び訓練等による職員の操作方法の習熟に努める。

さらに、各所属においては発災時に電話による連絡が不能となることを想定した業務連絡体制の整備（関係事業者等から比較的つながりやすい携帯電話メールにより連絡先を入手すること等）に努める。

イ 第2フェーズ以降に向けた取り組み

発災後、住民への的確な情報伝達体制を構築するため、防災行政無線の整備を図り、災害時優先電話も含めた多様な手段の整備に努める。

また、放送事業者及びライフライン関係機関と協力し、発災後の経過に応じて、被災者等に提供すべき情報と、その伝達体制について整理し、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を伝達できるよう、設備及び体制の充実を図る。

（発災後、通信設備が使用できなくなった場合は、各通信事業者に要請し、各通信事業者の所有する衛星通信車両、衛星携帯電話等により通信手段を確保する。）

(4) システム・データ管理

① 現状

現在、市では庁内イントラネットを基盤として、様々なシステム、ファイルサーバ、グループウェア等が稼働しており、これらが業務に不可欠となっている。

南海トラフ地震を想定した場合、本庁舎は免震構造のうえ、サーバラック等も耐震構造となっており、地震によるサーバ群の倒壊は予想していない。電源についても、停電時には非常用自家発電装置から優先的にサーバ室に電源供給されるようになっている。また、主電源回線からの切り替え時に瞬断が発生するが、すべてのサーバ、ネットワーク機器はUPSに接続されており、瞬断にも耐えうると思われる。

香北支所については平成27年6月に新庁舎に移行したことから、本庁同様に地震による支所設置のサーバ、ネットワーク機器の倒壊、損傷は起こらないと予想される。

物部支所については、平成28年度に新庁舎への移行が予定されており、移行が完了すれば香北支所同様に地震によるサーバ、ネットワーク機器の倒壊、損傷は起こらないと予想される。なお、両支所は本庁と高知県情報ハイウェイ経由で通信しており、冗長回線としてNTTフレッツ網を使用している。

その他出先機関については、ルータ等のネットワーク機器を設置しているが、障害発生時には予備機のコールドスタンバイで対応しているので、ネットワーク機器が損傷した場合、イントラネット関係の保守業者の再設定後に機器交換をする必要がある。

基幹系システムの一部はIDCにサーバを設置し、高知県情報ハイウェイ経由で通信する自治体クラウド形式で運用されているが、これらのサーバについてもIDC側で地震対策はとられている。また、個人情報や機密情報を含まない一部のシステムはインターネット経由のクラウド方式で運用されているが、これについてはインターネット回線の障害が発生した場合は使用できなくなる。

また、南海トラフ地震発生時には支所間を結ぶ高知県情報ハイウェイ、その他出先機関を結ぶNTTフレッツ網の物理的障害の発生が予想されるが、これらは回線事業者による復旧を待つしかない。

以上のような現状から、南海トラフ地震が発生した場合、本庁内のイントラネットは無事であり、本庁でのファイルサーバ、グループウェアの使用、端末からのプリントアウト、自庁設置サーバの基幹系システムは使用できる可能性が高い。ただし、停電になれば各課への電源供給が制限され、使用できる端末が限られること、高知県情報ハイウェイの障害によりIDC設置の基幹系システムが利用できない可能性があることから、地震発生直後は本庁舎においても通常と同様のシステム運用はできないと思われる。

支所及び出先機関については、仮に建物本体や端末、ネットワーク機器等に損傷がなく使用可能としても、本庁との通信をするためのNTTフレッツVPN網が復旧するまではほぼスタンドアロンでの端末使用に限られる運用となる。

インターネット利用及び電子メールについても、LGWAN回線やインターネット回線が回線事業者により復旧されるまで使用できない。なお、ホームページサーバは自庁設置なので、イントラネット経由で公式ウェブサイトの閲覧、コンテンツ変更は可能であるが、

インターネット回線が復旧しない限り、外部からは閲覧できない。

② 対策

南海トラフ地震を想定した場合、事前に定めた連絡網が機能しない場合でも、発生後に速やかにイントラネット保守業者及び各システムベンダーに市役所に参集してもらうことが望ましい。参集後、障害の有無の調査や発生ポイントの切り分けをおこなってもらい、復旧対応をしてもらうことを想定している。

そのためには事前に災害時の協定等を締結し、より詳細な復旧手順を事前に定めておくことが必要となる。

ただし、現状の項でも述べたように、支所や出先機関と本庁舎間の通信に使用するインフラ設備（高知県情報ハイウェイ、NTTフレッツ網など）の復旧は、各インフラの運営事業者による復旧を待つしかない。

また、費用面での課題があるが、IDCの基幹系システムについて、バックアップデータ及びシステム本体を本庁に設置する別サーバにも日次で保存し、ホットスタンバイ状態にしておけば、仮に高知県情報ハイウェイが不通となっても、イントラネットが正常に稼働している前提だが、本庁舎内では基幹系システムが使用できると思われる。

(5) 飲料水・食料等

① 現状

現在、市では、食料については、平成27年4月現在で下記の60,340食（うちアレルギーフリー食品 14,650食）を備蓄しており、平成27年度中に目標数量である77,400食（想定避難者数8,600人×3食×3日分）を整備する予定となっている。

また、飲料水の備蓄を行っていないが、浄水器（電動1,800L/時、手動1,000L/時）を3台整備するとともに、下記の資機材を保有している。

○ 非常食保有状況

（平成27年4月1日）

食料品名	数量
クラッカー	350 食
テイスティーエナジーバー	9,360 食
サバイバルフーズファミリーセット（チキン）	10,500 食
サバイバルフーズファミリーセット（野菜）	10,260 食
サバイバルフーズファミリーセット	120 食
ひじきごはん（アレルギーフリー）	4,900 食
きのこごはん（アレルギーフリー）	4,900 食

わかめごはん (アレルギーフリー)	4,850 食
防災食らーめん	15,100 食
合計	60,340 食

○ 給水資機材保有状況

項目	内 容	保有数量	初期応援可能数	備 考
車 両	給 水 車 (m ³)	台	台	
	給 水 車 (m ³)	台	台	
	ト ラ ッ ク	2台	2台	軽四トラック
	ク レ ー ン 車	台	台	
	そ の 他	台	台	
給水容器	仮 設 水 槽 (m ³)	基	基	
	仮 設 水 槽 (m ³)	基	基	
	給水タンク (1,500ℓ～)	1基	1基	2,000ℓ
	給水タンク (1,000ℓ～ 1,499ℓ)	基	基	
	給水タンク (～ 999ℓ)	7基	7基	400～500ℓ
	ポ リ 容 器 (5ℓ～ 30ℓ)	1,053個	1,053個	18～20ℓ
	ポ リ 袋	800個	800個	6ℓ
機 材	そ の 他			
	応急給水装置	1基	1基	
	ろ 過 機	1台	1台	応急用15m ³ /日
	発 電 機	3台	3台	
	投 光 機	1個	1個	
	鋼管切断機	台	台	
	電動ネジ切機	台	台	
管 類	そ の 他			
	直 管 (50mm ～ 150mm)	20m	20m	H I V P管
	直 管 (mm)	m	m	
	直 管 (mm)	m	m	
缶 詰	継 手 類 (50mm ～ 150mm)	200個	200個	メカ型継・曲管等
	水 の 缶 詰	缶	缶	
そ の 他	食 料	缶	缶	
	浄 水 器	3台	3台	40m ³ /日×3台
そ の 他				

② 対策

ア 職員の対策

応急復旧の期間に、職員が業務に専念するための飲料水、食料、その他生活必需品の備蓄に努める。備蓄する非常用食料は3日分を目安とし、被害状況によっては長期化も想定されるため、勤務時間外に参集する場合は、各職員が可能な限り、飲食物等を持参するよう啓発する。

また、平常時から個人レベルで非常用食料、飲料水等を備蓄するなど個人備蓄も推奨する。特に、持病薬など必要なものは職員自ら確保しておくようにする。

イ 協定等による対策

大規模災害時においては、市の備蓄だけでは十分対応できないため、関係機関・各種団体・企業等からの調達により補完する必要があり、これらの調達を迅速に行うため、協定等の締結を推進している。

協定締結の検討に際しては、協定の実行可能性や限界について締結先と十分協議するとともに、協定等の実効性の確保に努める。なお、既に協定を締結しているものについても、適宜締結先と実効性の確保について検討し、内容の見直し等を行う。

(6) トイレ

① 現状

現在、市では、災害用トイレ40基（男女各20基）を整備し、平成27年度から29年度の3年間で120基（男女各60基）【合計160基（男女各80基）】を整備することとしている。

② 対策

被災時、庁舎内で、トイレが使用できなくなった場合、必要最小限で上記災害用トイレを利用する。

(7) 消耗品等

① 現状

全庁的に、通常の業務に応じた消耗品等（コピー用紙やトナー等の事務用品及び簡易修繕等に備えた資機材）が確保されている状況である。

② 対策

応急対策業務の実施には、コピー用紙やトナー、事務用品（ボールペン、ノート、メモ用紙等）などといった消耗品が必要となる。しかし、南海トラフ地震発生時においては、事業者からの継続的な補充は困難と想定されるため、各所属は応急対策業務の実施に必要な目安量を常時補充しておくものとする。

公用車は災害時に燃料不足が想定されるため、各所属で、常に燃料タンクの半分以上補充しておくものとする。

7 BCPの定着に向けた取り組み

本BCPの定着を図るため、各部局においては以下のことに取り組むこととする。また、南海トラフ地震のリスクを正しく理解し、事前の備えに取り組むことができ、有事の際にも的確かつ迅速な行動ができる人材を育成するため、適宜、南海トラフ地震に備えた研修・訓練を実施する。

- ・ 初動要員、災害対策本部事務局要員等を年度初めに決定する。
- ・ 基本姿勢3カ条、自所属の応急活動事項等を課内で共有する。
- ・ 勤務時間外の場合の参集場所について、各所属で決定する。
- ・ 災害用伝言ダイヤルの方法を確認する。

併せて、職員の意識を高めるため、各所属長は、職員に対して下記に関する教育を行う。また、職員は下記の事項について家族とも共有し、準備をしておかなければならない。

- ・ 災害時には、公務員として災害時の業務に当たる責務があること
- ・ 過去の災害時に起きた様々な問題について、職員自身が自らの問題として考え、対応できるようにすること
- ・ 各家庭においては、非常持出品や最低一週間の食料、飲料水等を常備しておくこと
- ・ 災害業務に従事することを念頭に、3日間程度の宿泊に必要な飲食物等をまとめておくこと
- ・ 家族との安否確認が行えるよう、連絡方法について決めておくこと
- ・ 地震が発生した時に、自分自身や家族の身の安全を確保できるようにあらかじめ、自宅の家具の固定等の対策をしておくこと
- ・ テレビやラジオ、インターネット等多様な手段により、正確な情報を収集できるようにしておくこと